

川崎市国民健康保険料減免取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市国民健康保険条例（昭和33年川崎市条例第15号。以下「条例」という。）第39条及び川崎市国民健康保険条例施行規則（昭和33年川崎市規則第31号。以下「規則」という。）第16条に規定する保険料の減免に関し、必要な条項を定めるものとする。

(減免要件)

第2条 区長は、次の各号のいずれかに該当する世帯で、保険料を納付することが困難と認められるものについては、その世帯の納付義務者の申請により保険料を減免することができる。

(1) 納付義務者又はその世帯に属する世帯員（以下「納付義務者等」という。）の居住に係る家屋等又は事業に供する物件が震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害により滅失し、又は著しい損傷を受けた世帯（以下「災害世帯」という。）。ただし、故意に災害を発生させた場合を除く。

また、水害については、家屋等又は事業に供する物件が床上浸水した場合を対象とする。ただし、床上浸水した場合であっても家屋等又は事業に供する物件に著しい損傷を受けた世帯については床上浸水に準じて取り扱うものとする。

(2) 納付義務者の長期にわたる病気、負傷又はその他特別な事情により生活が著しく困難となった世帯（以下「生活困窮世帯」という。）。)

(3) 納付義務者及び当該世帯に属する被保険者の退職、事業の休廃止又はこれに類する理由により収入が著しく減少し、又は皆無となり、資金力が近い将来回復する見込みがなく、かつ活用すべき資産が150万円に納付義務者及び当該世帯に属する被保険者の人数を乗じた額以下の世帯（以下「収入減少世帯」という。）。)

2 前項各号に定めるもののほか、納付義務者の世帯に属する被保険者が国民健康保険法（昭和33年法律192号。以下「法」という。）第59条による給付制限を受ける世帯（以下「給付制限世帯」という。）及び条例第39条第2項の規定に該当する被保険者（以下「旧被扶養者」という。）の属する世帯について、その世帯の納付義務者の申請により保険料を減免することができる。

(減免基準)

第3条 前条の要件に該当する世帯の認定、減免の方法等は次のとおりとする。

(1) 災害世帯

ア 認定

災害世帯の認定及び被害程度の判定は、原則として、消防署長等所轄の関係官公署の長の発行する証明書により行う。ただし、り災者名簿等で確認できる場合は、これにより行うことができる。

イ 減免方法

災害世帯に係る減免は、その被害程度に応じて、次表に掲げる期間に相当する所得割額及び均等割額を免除する。

水害による浸水の場合は、家屋等の被害程度3割以上5割未満の被害に準じて取り扱うものとする。

家屋等の被害程度	滅失又は7割以上の被害	5割以上7割未満の被害	3割以上5割未満の被害
免除期間	12か月以内	9か月以内	6か月以内

(2) 生活困窮世帯

ア 認定

次の要件をいずれも満たす場合に生活困窮世帯と認定する。

(7) 納付義務者、納付義務者と同一の世帯に居住する者及び生計を一にする者（以下「世帯員」という。の実収入見込月額が、その世帯につき算定した生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する基準生活費（第1類、第2類、各種加算費及び住宅費）の130パーセントに相当する額に満たない場合

(イ) 世帯員が保有する預貯金の合計額が、25万円に世帯員の人数を乗じた額以下の場合

イ 実収入見込額の算定

実収入見込月額の算定は、その世帯の総収入金額から生活保護要否判定時の基礎控除額、所得税及び各種社会保険料等の実費を差し引いて得た額とし、収入が確実に推定できないときは前3か月間の平均収入月額によって行う。なお、算定にあたっては、その世帯の生活実態を適切に把握し、その裏付けとなる証明書類、帳簿等の提出、実態調査等によって、その適切な把握を行うものとする。

ウ 減免方法

生活困窮世帯の減免は、月割保険料額（以下「月割額」という。）にその世帯（世帯員）につき算定した基準生活費に対する実収入見込月額（世帯員）の割合（生活度）及び実収入見込月額（納付義務者及び被保険者）に対する月割額の割合（負担度）を国民健康保険料減免率一覧表（別表）の甲欄、乙欄それぞれの該当区分にあてはめて求めた数値を乗じて得た額を、月割額から減額する。

(3) 収入減少世帯

ア 認定

次の要件をいずれも満たす場合に収入減少世帯と認定する。

(7) 納付義務者及び当該世帯に属する被保険者の当該年の収入見込み金額の合計（以下、「減免基準収入金額」という。）が当該年度の保険料所得割額の賦課基準となった年の合計収入金額（事業収入、不動産収入、給与収入及び年金収入の各収入の合算額とし、当該金額が550万円を超える場合は550万円とする。）に比較して10分の7以下に減少した場合

(イ) 納付義務者及び当該世帯に属する被保険者の当該年度の保険料所得割額の賦課基準となった年の総所得金額等及び退職収入の合計が300万円に納付義務者及び当該世帯に属する被保険者の人数を乗じた額以下の場合（当該金額が1,000万円を超えるときは、1,000万円以下の場合）

(ウ) 減免額が最高限度超過額と国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）に対する軽減額を合算した金額を超える場合

イ 減免基準収入金額の算定

減免基準収入金額は減免申請時において把握した当該年の事業収入、不動産収入、給与収入、年金収入及び退職収入の推計の合算額とする。なお、減免基準収入金額の算定にあたっては、その世帯の生活実態を適切に把握し、その裏付けとなる証明書類、帳簿等の提出、実態調査等によって、その適切な把握を行うものとする。

ウ 減免方法

収入減少世帯に係る減免は、収入減少の割合及び賦課基準となった年の合計収入金額に応じて次の表に定める減額割合を保険料所得割額（以下「減免対象所得割額」という。）に乗じて得た額を減免対象所得割額から減額する。なお、保険料最高限度額に係る世帯若しくは特例対象被保険者等に該当する者がいる世帯については、当該減免額が、最高限度超過額と特例対象被保険者等に対する軽減額を合算した金額と比較し、減免額が多くなる場合にその差額を減額する。

減少割合	前年収入			
	250 万円未満	250 万円以上 350 万円未満	350 万円以上 450 万円未満	450 万円以上 550 万円以下
70 % 以上	70 %	60 %	50 %	40 %
50 % 以上	60 %	50 %	40 %	30 %
30 % 以上	50 %	40 %	30 %	20 %

※ 減免対象所得割額の算出は、次により行う。

$$\begin{aligned} \text{減免対象所得割額} = & \text{減免対象保険料} - \text{均等割額} + \text{最高限度超過額} \\ & + \text{特例対象被保険者等に対する軽減額} \end{aligned}$$

(4) 給付制限世帯

ア 認定

被保険者が法第59条各号に該当する理由で申請があった場合は、在所証明書等により事実の確認を行う。ただし、該当する期間が1か月に満たない場合は、給付制限世帯とは認定しない。

イ 減免方法

給付制限に係る減免は、年間保険料額から当該各号の該当者に係る該当する期間に相当する所得割額及び均等割額を全額免除する。

(5) 旧被扶養者の属する世帯

ア 認定

旧被扶養者の判定は、原則として条例第39条第2項に規定する被用者保険の保険者の発行する「資格喪失証明書」等により行う。他市町村からの転入により資格取得した者である場合は、「旧被扶養者異動連絡票」等により判定を行う。

イ 減免方法

(7) 旧被扶養者に係る所得割額については、賦課基準額の有無にかかわらず、これを免除する。

(4) 旧被扶養者に係る均等割額については、次の割合により、これを減免する。ただし、減額賦課7割軽減及び5割軽減に該当する世帯に属する旧被扶養者については減免を行わない。

a 減額賦課非該当世帯に属する旧被扶養者：5割

b 減額賦課2割軽減該当世帯に属する旧被扶養者：軽減前の額の3割

(減免対象保険料)

第4条 減免の対象となる保険料は、原則として申請のあった日以後に納期限の到来する保険料から当該年度内までの保険料について行い、既に納付した保険料（前納分を含む）については減免を行わないものとする。ただし、災害世帯、給付制限世帯及び旧被扶養者の属する世帯に係る減免の対象となる保険料については、次の(1)から(3)のとおりとする。この場合において、減免の対象が翌年度分の保険料に及ぶことは、差し支えないものとする。なお、特別徴収の対象者については、2か月に一度の徴収であることを考慮し、既に納付済みの保険料であっても申請のあった日以後に納期限の到来する保険料を次の(4)のとおり暦月でみなす。この場合、納期限は表中のみなし納期限とする。

(1) 災害世帯

災害の発生した日の属する月の保険料から被害程度に応じた期間の保険料。

(2) 給付制限世帯

法第59条各号に該当した月から該当しなくなった月の前月までの期間の保険料。

(3) 旧被扶養者の属する世帯

- ア 所得割額 旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日の属する月以後、当分の期間の保険料
 イ 均等割額 旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日の属する月以後、2年を経過するまでの期間の保険料。

(4) 特別徴収のみなし納期限表

	仮徴収						本徴収					
	特徴4月		特徴6月		特徴8月		特徴10月		特徴12月		特徴2月	
暦月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
みなし納期限	4月末	5月末	6月末	7月末	8月末	9月末	10月末	11月末	翌1月4日	1月末	2月末	3月末
金額	特4月の1/2	特4月の1/2	特6月の1/2	特6月の1/2	特8月の1/2	特8月の1/2	特10月の1/2	特10月の1/2	特12月の1/2	特12月の1/2	特2月の1/2	特2月の1/2

※ みなし納期限が土曜日、日曜日又は、祝日に当たるときは、その翌日とする。

(申請書提出に係る特例)

第5条 区長は、条例第39条第3項の規定による申請書(規則第11号様式)の提出が納期限内に行えないことについて、やむを得ない理由があると認めた場合は、納期限内に申請書の提出があったものとみなして、これを処理することができる。

(申請書の受理等)

第6条 区長は、条例第39条第3項の規定による申請書が提出されたときは、申請書及び申請理由を証明する添付書類(以下、「申請書等」という。)に不備がないかを確認し、申請書等を基に、申請者から詳細に事情を聴取し事実の確認を行った上、受理する。

- 2 前項の口頭審査で事実の確認が困難である場合は、実地調査等により事実の確認に努める。
- 3 提出された申請書等について、必要事項の記載漏れ、添付書類の未提出又はその他減免申請書等の要件を具備していないものがある場合は、口頭又は文書で申請者に対して相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。
- 4 区長は、前項の場合において、申請者が、当該期限までに補正を行わないときは、減免の申請を却下することができる。

(審査及び決定)

第7条 区長は、前条第1項により申請書等を受理したときは、規則第16条に基づき、申請書等の申請内容を審査し、減免実態調査表を作成の上、速やかに、国民健康保険料減免・徴収猶予決定伺書により減免の承認又は不承認を決定しなければならない。前条第2項の実地調査等により事実の確認を行った場合も同様とする。

(決定通知)

第8条 区長は、前条の減免の承認又は不承認の決定をしたときは、減免・徴収猶予決定通知書(規則第12号様式)により決定内容を納付義務者あて通知する。

- 2 前項の通知をするときは、減免・徴収猶予処理簿に通知日等必要事項を記入する。
- 3 災害世帯及び旧被扶養者の属する世帯に係る減免において、免除期間が次年度に及ぶ場合は、次年度において、当該年度に係る減免の決定内容を納付義務者あて納入通知書等により通知する。この場合においては、新たな申請書の提出は必要としない。

(減免の取消し)

第9条 区長は、保険料の減免承認を受けた納付義務者が次の各号の一に該当したときは、承認の一部又は全部を取り消すことができる。

ア 虚偽の申請をしたとき。

イ 減免を承認された納付義務者又はその世帯の資力、その他事情の変更により減免が不相当と認められるとき。

2 前項により承認の一部又は全部を取り消したときは、減免承認取消通知書により当該納付義務者あて通知する。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市国民健康保険料減免取扱要綱(昭和36年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成10年8月1日から施行する。

(適用区分)

2 特別減税影響世帯に係る減免対象保険料について、第4条本則に適用しない。

(経過措置)

3 特別減税影響世帯に係る減免規定の適用は、平成10年度分の国民健康保険料に限るものとする。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成13年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱第2条第2項の規定の適用を受ける場合における平成12年度12月分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱(以下、「新要綱」という。)は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新要綱の施行の日の前日において改正前の要綱第3条第1項(5)の規定により保険料の減免を受けている者は、新要綱第4条1項(4)の規定により保険料の減免を受けた者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱(以下、「新要綱」という。)は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新要綱の規定は、平成23年度分からの保険料から適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱(以下、「新要綱」という。)は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新要綱の規定は、令和3年度分からの保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱(以下、「新要綱」という。)は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新要綱の規定は、令和4年度分からの保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱(以下、「新要綱」という。)は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の新要綱の規定は、令和5年度分からの保険料から適用し、令和4年度分の保険料については、なお従前の例による。

(別表)国民健康保険料減免率一覧表

乙欄 甲欄	9.5%以上	8.5%以上 9.5%未満	7.5%以上 8.5%未満	6.5%以上 7.5%未満	5.5%以上 6.5%未満	4.5%以上 5.5%未満	3.5%以上 4.5%未満	2.5%以上 3.5%未満	1.5%以上 2.5%未満	1.5%未満
100%未満	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
100%以上 103%未満	97.80%	97.77%	97.75%	97.71%	97.66%	97.60%	97.50%	97.33%	97.00%	96.00%
103%以上 106%未満	95.80%	95.55%	95.25%	94.85%	94.33%	93.60%	92.50%	90.66%	87.00%	76.00%
106%以上 109%未満	93.80%	93.33%	92.75%	92.00%	91.00%	89.60%	87.50%	84.00%	77.00%	56.00%
109%以上 112%未満	91.80%	91.11%	90.25%	89.14%	87.66%	85.60%	82.50%	77.33%	67.00%	36.00%
112%以上 115%未満	89.80%	88.88%	87.75%	86.28%	84.33%	81.60%	77.50%	70.60%	57.00%	16.00%
115%以上 118%未満	87.80%	86.66%	85.25%	83.42%	81.00%	77.60%	72.50%	64.00%	47.00%	—
118%以上 121%未満	85.80%	84.44%	82.75%	80.57%	77.66%	73.60%	67.50%	57.33%	37.00%	—
121%以上 124%未満	83.80%	82.22%	80.25%	77.71%	74.33%	69.60%	62.50%	50.66%	27.00%	—
124%以上 127%未満	81.80%	80.00%	77.75%	74.85%	71.00%	65.60%	57.50%	44.00%	17.00%	—
127%以上 130%未満	79.80%	77.77%	75.25%	72.00%	67.66%	61.60%	52.50%	37.33%	7.00%	—

甲欄(生活度%) = (実収月額 ÷ 国民健康保険最低生活認定基準月額) × 100

乙欄(負担度%) = (保険料月割額 ÷ 実収月額) × 100